

指導員だより 第273号

印刷物規格表 第1類 印刷番号(4)80

食品衛生自治指導員

発行：東京都 編集：一般社団法人東京都食品衛生協会

東京都食品監視課ホームページ・食品衛生の窓 <https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/shokuhin>

自治指導員
メールマガジン
QRコードで
ご登録を！



東食協ホームページ



新年の御挨拶



早乙女 芳明
東京都保健医療局
食品医薬品安全担当部長

新年明けましておめでとうございます。

食品衛生自治指導員の皆様には、日頃から東京都の食品衛生行政に多大なる御理解、御協力を頂いております。改めて、厚く御礼を申し上げます。さて、コロナ禍からの社会経済活動の正常化が進む中、東京の街も賑わいを取り戻しつつあります。都庁がある西新宿のホテルには多くの外国人観光客が宿泊し、東京を満喫しようと様々な国籍の方々が連れ立って出かける風景も珍しくなくなりました。

こうした観光客が楽しみにしているイベントの一つに「食事」があります。ある調査によると、訪日外国人が滞在中に食べた日本料理で最もおいしかったものとして、「すし」を筆頭に、「ステーキ・焼肉」、「すき焼き」、「うなぎ」、「天ぷら」、「鍋料理」、「ラーメン」などの意見が多かったそうです。私たち日本人にもおなじみのメニューですが、多くの飲食店が集積し、多様な食体験を国内外の方々へ提供する東京の食文化は、東京の大きな魅力の一つでもあります。

この魅力ある食文化を支えるのは、自治指導員の皆様が取り組んでいる「食の安全・安心」です。しかし、都内における昨年の食中毒発生件数は百件を超えるなど、食の安全を脅かす事故が発生しています。東京を訪れた方々が安心して食を楽しめる都市東京を実現するためには、こうした食に関わるリスクを低減する必要があります。

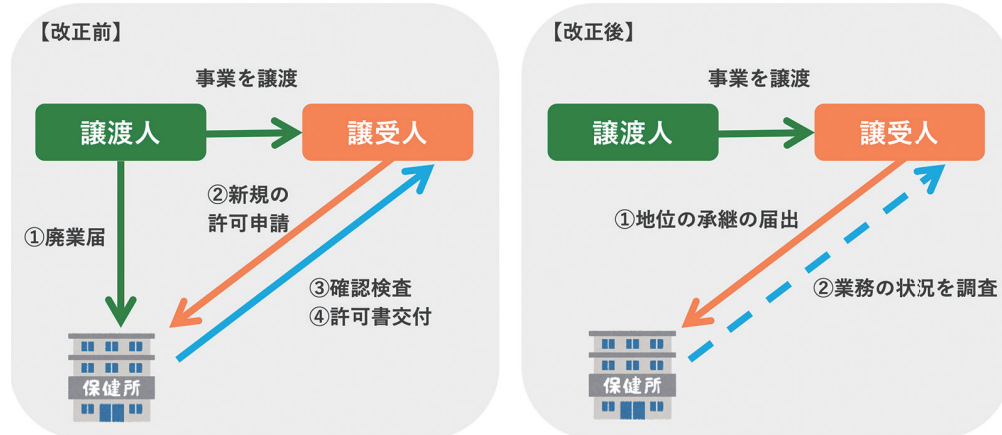
改正食品衛生法によって義務化された「HACCPに沿った衛生管理」は、各店舗における衛生管理計画の策定及びその実施を求めるもので、まさに食中毒の未然防止を図るための重要な制度です。都はこれまで、HACCPの導入と定着に向けて、様々な施策を実施してきました。保健所における「HACCP相談会」の開催をはじめ、専門相談員を飲食店等に派遣して衛生管理計画の作成支援を行う「訪問アドバイス事業」などに取り組んできました。また、(一社)東京都食品衛生協会と共同開発した「食品衛生管理ファイル」は、初めてHACCPを導入する事業者向けの現場支援ツールとして広く活用され、一定の成果を挙げております。

こうした施策を含め、HACCPの導入と定着を進めていくためには、現場を熟知した自治指導員の皆様のお力添えが大変重要です。手洗いの励行や店舗等の清掃・清潔の維持など、自治指導員の皆様が現場で指導している基本的な衛生管理の積み重ねが、HACCPを導入する第一歩となります。

食品衛生自治指導員の皆様におかれましては、これまでの御経験や、現場で培ってきたノウハウを活用し、引き続き、都の取組への御協力を賜りますよう重ねてお願い申し上げます。

最後に、皆様の益々の御健勝と御活躍を祈念申し上げて、年頭の御挨拶とさせていただきます。本年もよろしくお願い申し上げます。

図 営業許可の譲渡手続きの流れ



改正前の食品衛生法では譲渡による地位の承継の規定がないことから、事業譲渡が行われた際には、譲渡人は保健所へ廃業届の提出が必要であり、譲受人は事前に保健所へ新規の営業許可申請または営業届出が必要でした。しかし、法改正により、令和5年12月13日以降に事業譲渡が行われ

改正の内容

改正前の食品衛生法では譲渡による地位の承継の規定がないことから、事業譲渡が行われた際には、譲渡人は保健所へ廃業届の提出が必要であり、譲受人は事前に保健所へ新規の営業許可申請または営業届出が必要でした。しかし、法改正により、令和5年12月13日以降に事業譲渡が行われ

改正の背景

食品関係営業の事業譲渡についてはこれまで、①事業を譲渡する者(以下、譲渡人という。)による廃業の届出、②譲受人による新

たな許可申請又は届出、③保健所による施設の確認検査、④許可書の交付といった手続が必要であり、負担を指摘する声があがっていました。また、規制改革実施計画(令和4年6月7日閣議決定)においても、新型コロナウイルス感染症の影響が長期に及ぶ中、営業者が、経営難に伴う廃業、倒産等の前に、必要に応じて円滑かつ簡便に事業譲渡を行えるよう既に定められた合併、分割又は相続と同様、事業譲渡による承継の手続規定を整備する必要があるとされたことから、旅館業法等の生活衛生関連の複数の法律とともに食品衛生法も改正されました。

た際には、譲渡人は廃業届を保健所に提出する必要はなくなり、譲受人は譲渡後に保健所に地位の承継届を行うことにより、事前の新規の営業許可申請または営業届出を行わずに、速やかに営業者の名義を変更することが可能になりました。(営業許可の譲渡手続きの流れ 図参照)

〈手続き時の留意点〉

①保健所への事前の相談について

事業譲渡を検討されている場合には、譲渡人は事前に譲渡の内容や方針について、所管の保健所にあらかじめ相談してください。保健所から譲渡人を通じて譲受人に対し衛生管理の方針等の確認を行う場合もありますので、譲渡人と譲受人がともに連携して、適切にご対応ください。

②譲渡日について

譲渡による地位の承継は、令和5年12月13日以降に事業譲渡が行われた場合が対象です。12月12日以前に行われた事業譲渡については、地位の承継が認められませんが、改正前と同様に、譲渡人は保健所へ廃業届の提出が必要であり、譲受人は事前に保健所へ新規の営業許可申請または営業届出が必要となります。

③営業の一部の譲渡について

今回の法改正により、譲渡によ

る地位の承継の規定が適用されるのは、営業許可または届出の全部を譲渡する場合に限られ、営業の一部を譲渡する場合には適用されません。(例：飲食店営業の許可を受けている複数の厨房区画のうち、一部の区画を譲渡する場合など)

④営業の譲渡が行われたことを証する書類について

譲受人が譲渡による地位の承継の届出を行う場合には、営業の譲渡が行われたことを証する書類の添付が義務付けられました。具体的には、譲渡契約書や覚書等の書類であって、譲渡人と譲受人の間で譲渡の事実と譲渡の意思が確認できるものが必要です。

⑤譲渡後の衛生管理について

譲受人は、譲渡による地位の承継後、営業が可能になりますが、衛生管理の責任についても承継することになります。

事業の譲渡に際しては、引き続き衛生管理が適切に実施されるよう、譲渡人と協議の上、事業の継続性には十分に配慮してください。

⑥地位の承継後の保健所の調査について

改正法の附則により、譲渡による地位の承継の届出が行われた際には、譲渡後6カ月以内に保健所が施設の業務の状況を調査することとなりました。営業許可を取得している場合は、原則として保健所が立ち入って業務の状況を確認することになりますので、ご協力くださいますようお願いいたします。

教育事業の進捗状況を報告

自治指導事業運営委員会を開催

令和5年度第1回自治指導事業運営委員会（会長の諮問機関、早川元康委員長）が11月17日（金）午後、中央区の中小企業会館において開催されました。

この委員会は、食品衛生の自主管理を進めていく上で中核的な役割を果たしており、食品衛生自治指導員の活動展開を図るための事業計画等を検討する場として設置されています。

委員会は、東食協の森村専務理事、早川委員長との挨拶の後、委員長を議長に議事が進行され、事務局から①令和5年度教育事業等の進捗状況について②指導活動の活性化に向けた取り組みについての順で説明がありました。②指導員活動の活性化に向けた取り組みで



教育事業の状況が報告された自治指導事業運営委員会

は、令和5年9月26日に開催された指導員全国研修会にて、「HACCの考え方を取り入れた衛生管理」の指導助言の演習の際発表された、全国の指導員の方々が直面している問題や課題に対する考え方、取り組み方など、今後の自治指導員活動に参考となるご意見を紹介いたしました。

意見交換では、巡回指導をもう一度見直していきたい、HACCPの導入について会員を導入のスタートラインに立たせるにはHACCPの考え方を分かりやすく理解させ、スタートさせる取り組みを考えて、周知すべきであるとい

う意見が上がりました。◎委員の方々は次のとおりです。（敬称略）委員長・早川元康（足立区食協会）、副委員長・向後勇（千代田食協会）、坪谷正人（墨田区食協会）、齋藤仁（江戸川区食協副会長）、吉田武久（目黒区食協会長）、反保耕二（新宿区食協会長）、長谷川昭司（世田谷区食協会）、河原田悦雄（荒川区食協会）、橋本敏政（南多摩食協会）、石川昭男（北多摩南部食協副会長）、田中孝謹（中央卸売市場衛生委員長）

指導活動で活発な意見交換

自治指導員部長会を開催

令和5年度第1回自治指導員部長会が11月29日（水）午後、千代田区の連合会館において開催されました。

東食協の森村専務理事、自治指導事業運営委員会早川委員長、また、行政を代表して東京都保健医療局健康安全部食品監視課、渋谷統括課長代理の挨拶の後、自治指導事業運営委員会に上程し、承認された令和5年度教育事業等の進捗状況、指導員活動の活性化に向けた取り組みについて説明がなされました。また、HACCPの導入に伴う巡回指導の取り組み方やメールマガジン登録方法、食品衛生月間の食中毒予防普及啓発に関する など、活発な意見交換が行われました。



指導事業運営委員の協議事項が報告された自治指導員部長会

食品衛生街頭相談用パネルの活用を

火伝！肉料理必焼法
加熱の極意

協会では、東京都の委託事業により街頭相談用パネルを毎年度作成しています。今年度は、肉の生食や加熱不足による、カンピロバクターや腸管出血性大腸菌食中毒が、後を絶たないことから、肉料理の加熱をテーマにした内容のパネルを作成しました。令和4年度版食品衛生ビデオ「火伝！肉料理必焼法」加熱の極意」がベースになっており、弟子と師匠の問答を通して肉料理は中心まで加熱しなければならぬこと、条件が変わるごとに検証する必要性を普及啓発しています。

パネルでは、焼き鳥、ハンバーグ、冷凍メンチカツの調理実験から、中心温度計を用いて、中心温度が75℃以上で1分間以上の加熱が守られているか確認する検証が必要であること、また、サイコロステーキなどの加工処理された肉は内部まで細菌が入ることを図解し、ひき肉料理と同様に中心まで



東京都食中毒発生状況 速報			
① 病因物質別発生件数			
期間	1/1～11/15	件数	患者数
病因物質			
ウイルス	ノロウイルス	9	228
	カンピロバクター	22	116
細菌	黄色ブドウ球菌	3	41
	ウエルシュ菌	3	139
	セレウス菌	1	7
	サルモネラ	4	56
	腸管出血性大腸菌	1	3
寄生虫	アニサキス	63	67
	ウエステルマン肺吸虫	1	2
	クドア・セブテンブクタータ	1	9
化学物質	ヒスタミン	1	2
	次亜塩素酸ナトリウム	2	3
自然毒	植物自然毒	3	27
	合計	114	700

② 原因施設別発生件数			
期間	1/1～11/15	件数	患者数
原因施設			
飲食店	一般	72	456
	仕出し	1	9
	飲食店（自動車、飲食店（一般）	1	6
集団給食	要許可	2	35
	届出	1	54
魚介類販売業		8	8
飲食店（そうざい、魚介類販売業		1	1
そうざい製造業		1	64
家庭		6	11
その他		3	37
不明		18	19
合計		114	700

令和5年11月15日現在

お知らせ 2022年度版の「巡回活動記録簿」を回収しています

2022年度版「巡回活動記録簿」の回収については、「食品衛生自治指導員だより」第271号「やホームページ」においても回収への協力をお願い

十分に加熱することが必要であること、をわかりやすく解説しています。

総合事務所には、肉料理の加熱のパネルの他にも、ウエルシュ菌食中毒予防パネル、アニサキス、ノロウイルスなどの病因物質を取り上げたものもあります。街頭相談や消費者懇談会に是非御活用いただきますようお願い致します。

巡回活動記録簿			
届 号	飲食 飯店	指導員氏名	食 食 太郎
お知らせ版配付	6月	9月	
巡回指導月日	6月15日	9月10日	
巡回・監視・指導	良・⑩	良・⑩	
点検表の記録状況	⑩・未	良・⑩	
検 査	⑩・⑩	良・⑩	
前 回 保 護	⑩・⑩	良・⑩	
食 食 前 導	食 食 (実施 月) ・ 良	良	

※良・未の記号は、良でできている 未→不十分
※検便は実施・未実施のどちらかに○をつけ、
※前回は保護は加入・未加入のどちらかに○を
※殺虫・殺菌は実施されている場合は実施月を記入します。

したところ。2022年度版「巡回活動記録簿」の10月末現在の全体回収率は、15.06%です。令和3年度、(16.76%) 令和2年度は(11.95%)の全体回収率となっており、徐々にではありますが上昇傾向にあります。11月17日（金）に開催された自治指導事

業運営委員会、11月29日（水）に開催された自治指導員部長会において、記載率の状況につきまして、報告いたしました。

また、第2次指導員活動活性化に向けた取り組みにおいて、巡回活動記録簿の回収率・記載率の向上が指導員活動活性化の指標になることをうたっております。

再度のお願いになりますが、巡回活動記録簿の返却の前に、担当施設のご記入を忘れず、お知らせ版の配付日や、衛生管理ファイルの記載状況、現場簡易検査実施日などを書き加えた、巡回活動記録簿を返却いただきますようご協力願います。

【返却方法】「巡回活動記録簿」の返却につきましては、巡回活動内容の記載をご確認の上、指導員部長、幹事指導員、または管轄の総合事務所までお願いいたします。